

白河市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により提出した平成28年度定期監査（第三期）結果の報告に対し、同法第199条第12項及び同条例第8条第2項の規定により、措置を講じた旨の通知があったことから、その措置状況を次のとおり公表する。

平成29年3月27日

白河市監査委員 有賀秀晴

白河市監査委員 藤田文夫

別 紙

平成28年度定期監査（第三期）結果の措置状況報告書

〈産業部〉

□ 観光課

1、観光 PR 事業業務委託契約

（指摘内容）

- ・ 契約条項に基づく事務処理の不備が改善されていない。

（措置状況）

- ・ 課内で契約行為に係る情報を共有し、事務処理について改善を図るとともに、指摘内容を明確に引き継ぎ、次年度以降、適正に対応いたします。

2、白河の関の森公園管理事業業務委託契約

（指摘内容）

- ・ 契約条項に基づく事務処理の不備が改善されていない。

（措置状況）

- ・ 課内で契約行為に係る情報を共有し、事務処理について改善を図るとともに、指摘内容を明確に引き継ぎ、次年度以降、適正に対応いたします。